

| | | |
|----------------|--|----------------------|
| 給付金 | 新型コロナの影響で収入減により家賃が払えない方 | |
| 【国】 住居確保給付金 | <p>新型コロナウイルスのために収入が減り、廃業に至ってないが、このままだと住居を失うおそれが生じている人に対して、住宅の家賃相当額（上限あり）を一定期間支給します。</p> <p>【対象】 離職や減収などで住居を失った、または失うおそれのある方</p> <p>【給付額上限】 単身世帯:月額32,000円以内、2人世帯:月額38,000円以内、3～5人世帯:月額42,000円以内</p> <p>【給付期間】 原則3か月 最長12か月（※令和2年度中に、新規申請し支給を開始した方に限る。）</p> | 福祉事務所保護係 ☎75-4962 |

| | | |
|----------------------|--|--|
| 貸付 | 新型コロナの影響で収入減によりお金を借りたい方 | |
| 生活福祉資金貸付制度 (特例貸付) | <p>新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業、休業等により生活が困窮し、生計維持のため貸付が必要な世帯</p> <p>【緊急小口資金】 貸付額:10万円以内 特に必要な場合は20万円以内 据置期間:貸付日から1年以内 返済期間:据置期間経過後2年以内 受付期間:令和3年3月末まで</p> <p>【総合支援資金】 貸付額:単身世帯 月15万円以内 2人以上の世帯 月20万円以内 据置期間:貸付日から1年以内 返済期間:据置期間経過後10年以内 貸付期間:原則3か月 受付期間:令和3年3月末まで</p> <p>※貸付の審査は福岡県社会福祉協議会が行います。</p> | うきは市社会福祉協議会 ☎76-3977 ※事前予約が必要です。 |